第十二条の七の十二　特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額（当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額）に限り取り戻すことができる。

（取戻しの申請）

第十二条の七の十三　法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号

三　法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第四項の規定に基づく届出を行つた場合には、当該届出を行つた年月日

四　特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量

五　取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎

六　申請の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面

二　第十二条の七の十一第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定産業廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。）であることを証する書面

（地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等）

第十二条の七の十四　都道府県知事は、法第十五条の四において読み替えて準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項の規定による届出があつたときは、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第七項の規定により維持管理積立金を積み立てたものとみなされた者に対し、積み立てたものとみなされた維持管理積立金の額を通知しなければならない。

2　特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定産業廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

（報告）

第十二条の七の十五　特定産業廃棄物最終処分場（当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。）について法第十五条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定産業廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した様式第二十一号による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日、許可番号及び設置の場所

三　特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月

四　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハの規定により測定した特定産業廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日

五　埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された産業廃棄物の数量及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された産業廃棄物の数量

六　特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後に行う維持管理の内容

七　前号の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要

第十二条の七の五を削る。

第十二条の七の三中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に、「規定による環境省令」を「環境省令」に、「埋立てた」を「埋め立てた」に改め、同条第七号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果

(2)　当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

第十二条の七の三を第十二条の七の五とする。

第十二条の七の二中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改め、同条第一号ロ中「チに」を「リに」に改め、同号ハ中「及びト(1)」を「、ト(1)及びチ(1)」に改め、同号ニ中「及びト(2)」を「、ト(2)及びチ(2)」に改め、同条を第十二条の七の四とし、第十二条の七の次に次の二条を加える。

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）　次に掲げる事項

イ　処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ　前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ及びツの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定を行つた位置

(2)　当該測定の結果の得られた年月日

(3)　当該測定の結果

ハ　前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ニ　前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定に係る排ガス（令第七条第十二号に掲げる施設に係る前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。）を採取した位置

(2)　当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3)　当該測定の結果の得られた年月日

(4)　当該測定の結果

二　令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）　次に掲げる事項

イ　処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ　前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定を行つた位置

(2)　当該測定の結果の得られた年月日

(3)　当該測定の結果